

地域あんしんセンターたちかわ

月曜日 ~ 金曜日 午前8:30 ~ 午後7:00

土曜日 午前8:30~午後5:00

たちかわし ふじみちょう たちかわし そうごう ふくし ない 立川市富士見町 2 - 36 - 47 立川市総合福祉センター内

25 042-529-8319

FAX: 042-526-6081 MAIL: anshin@tachikawa-shakyo.jp

あんしんセンターまで

立川駅北口から

徒歩 1 5 分

西立川駅から

徒歩 8分

【バス】

立川駅北口 (10) (11)

富士見町2丁目下車

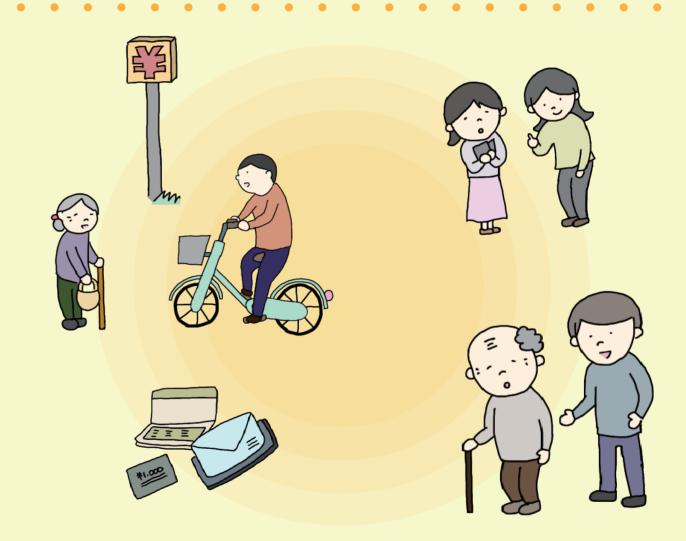


安心してご利用いただくために

このサービスの実施にあたっては、利用者と社会福祉協議会の契約内容を
しんさ はいやくていけつしんさかい ていきょう てきせつ かんとく うんえい 審査するための契約締結審査会、サービス提供の適正さを監督するため運営 適正化委員会(運営監視合議体)を設置しています。これらはいずれも、
ほうりつ ふくし いりょう せんもんか とうじしゃ そしま だいひょうしゃ こうせい しぎょう ままま 温徳の代表者などで構成し、適正な事業 運営の確保に努めています。

あなたの意思決定を支える制度です

日常生活自立支援事業



にんちしょう ちてきしょうがい せいしんしょうがい にちじょうてき てつづ きんせんかんり おこな **認知症や知的障害、精神障害などによって、日常的な手続きや金銭管理をひとりで行うこと** ようかいでにんてい はんだん むずか はんだん むずか ようかいでにんてい に不安があるかたや、自分ひとりでは判断が難しいかたのサポートをします。要介護認定や しょうがいしゃてちょう りょうかのう きがる そうだん で書者手帳がなくても利用可能です。お気軽にご相談ください。

しゃかいふくしほうじん

ちかわししゃかいふくしきょうぎかい

社会福祉法人立川市社会福祉協議会地域あんしんセンターたちかわ

このような困りごと・不安をサポートします

①福祉サービスの利用援助

福祉サービスを姿心して利用できるようにお手伝いします

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- 福祉サービスの利用における申し込み、契約の同行、代行

にちじょうてききんせんかんり

②日常的金銭管理サービス

毎日の暮らしに欠かせない、お金の出し入れを お手伝いします

- 福祉サービスの利用料金の支払い代行

- | Table | Ta
- にちょうひんこうにゅう だいきんしはら てつづ 日用品購入の代金支払いの手続き
- まきん だ い よきん かいやく てつづ 預金の出し入れ、また預金の解約の手続き

③書類等の預かり

たいせつ つうちょう しょうしょ あんぜん ばしょ あず 大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりします ほかん きぼう つうちょう しょうしょ あず 保管を希望される通帳やハンコ、証書などをお預かりします



りょうりょう 利用料について

- ①福祉サービス利用援助
- にちじょうてききんせんかんり ②日常的金銭管理サービス

1時間 1,500円

※1時間以上は30分ごとに600円加算 通帳を預かる場合は1時間3.000円

しょるいとうあず **③書類等預かりサービス**

1か月 1,000円

- 契約後、サービスが開始してから利用料がかかります。
- 生活保護を受けている方は①と②の利用料がかかりません。
- 減免対象の方は①と②の利用料が 1 時間 750 円になります。 1 時間以上は 30 分ごとに 300 円加算です。







相談からサービス利用までの流れ

●相談受付

電話でも来所でも、お気軽にご相談ください。 で家族や福祉サービス事業所からのお問い合わせもお待ちしております。

● 訪問

職員が自宅等に訪問して、お困りごとや心配ごとを伺います。

希望を伺い、職員といっしょにどのようなサービスが必要か考え、 支援計画をつくります。

契約・利用開始

支援計画の内容を確認して、本人とあんしんセンターが契約を結び、 支援計画にもとづいて、サービスを提供します。

支援計画の見直し

定期的に支援計画の内容が、本人に合っているのか確認し、 ひつよう ぱあい しぇん けいかく へんこう ほんにん あ 必要な場合は支援計画を変更して本人に合ったサービスを提供します。

・終了

本人から申し出があればいつでも解約することができます。 また、判断能力の低下や生活状況の変化等により契約の継続が 正がなん こうげん せいど りょう てった **困難になった時には、成年後見制度の利用もお手伝できます。**

